

## ○飯田市社会福祉協議会報広告掲載要綱

令和6年10月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市社会福祉協議会が発行する社協情報誌「おマメで」(以下「社協報」という。)に私人による広告を掲載する場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載者適格)

第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、社協報へ自ら営む事業に関する広告を掲載するよう求めることができる。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 事業を営む個人又は法人その他の団体であること。

イ 事業を営む上での住所が飯田市の区域にあること。

ウ 飯田市社会福祉協議会の基本理念に賛同していること。

(2) 広告を掲載することにより会長が飯田市社会福祉協議会への貢献が期待できるとして特に認めたもの

(広告掲載希望者の募集等)

第3条 会長は、前条各号に該当するもので会長に広告の掲載を求めるものを公募(以下「公募」という。)する。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、公募に代えて、必要と認める者に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第4条 社協報に広告の掲載を求めるもの(前条第2項の規定により会長の案内に応じたものを含む。以下「申込者」という。)は、飯田市社協報広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、当該申込書に記載されている事項に同意のうえ、当該掲載しようとする版下(校正が完了した広告の原稿をいう。)を添えて会長に申込みを行わなければならない。この場合における当該版下の作成費用は、申込者の負担とする。

2 前項の規定による申込み(以下「掲載申込み」という。)は、会長が別に定める公募の期間内に行わなければならない。

(掲載申込みの単位等)

第5条 掲載申込みは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 発行する社協報1号当たり、一の広告を対象とすること。

(2) 次の規格のいずれかを一の広告当たりの単位とすること。

ア 縦の長さ48ミリメートル、横の長さ174ミリメートル

イ 縦の長さ48ミリメートル、横の長さ85ミリメートル

(掲載申込みを承諾しない広告の内容)

第6条 会長は、掲載申込みに係る広告の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、これを承諾しない。

- (1) 広告媒体等が果たす公共的機能に支障を生じさせるもの
- (2) 犯罪に加担し、若しくは犯罪を助長し、又はそれらに該当するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそれらに該当するおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関与するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (7) 事実に反する表記を含み、又は内容が誇大であるもの
- (8) 飯田市社会福祉協議会が広告の内容を推奨していると誤解を招くおそれがあるもの
- (9) 飯田市社会福祉協議会に不利益を与えるもの
- (10) 飯田市社会福祉協議会の基本理念に反するもの
- (11) 申込者自らの事業活動に資するためのものでないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会長が広告の内容について適当でないと認めたもの  
(広告掲載の決定)

第7条 会長は、掲載申込みのあった広告について審査を行い、当該掲載申込みに係る広告の掲載申込みを承諾するか否かを決定する。

2 会長は、前項の審査を経た掲載申込みの数が、公募において指定した数を超えると認められた場合は、抽選により前項の規定による決定をする。

3 会長は、前2項の規定による決定をしたときは、その結果を申込者に通知する。  
(広告を掲載する位置等)

第8条 社協報に広告を掲載する位置及び掲載号は、会長が指定する箇所とする。  
(広告掲載料)

第9条 第7条第1項又は第2項の規定により掲載申込みを承諾する決定(以下「掲載決定」という。)を受けた申込者は、次の各号に掲げる掲載申込みの規格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める広告掲載料を会長に納付しなければならない。

- (1) 第5条第2号アの規格 1回の掲載当たり25,000円
- (2) 第5条第2号イの規格 1回の掲載当たり14,000円

2 広告掲載料は、会長が指定する期日までに全額を納付しなければならない。ただし、会長が認めたときは、この限りでない。

3 既に納付のあった広告掲載料は、還付しない。ただし、申込者の責めによらない事由又は社協報の発行上の都合により、掲載を決定した広告を掲載しなかった場合は、この限りでない。

(申込者の責任等)

第10条 社協報に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、申込者に帰する。

2 社協報への広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、申込者とその賠償の責めを負う。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 会長は、次のいずれかに該当した場合は、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) [第 9 条第 2 項本文](#)の規定に違反した場合
- (2) [第 6 条第 1 項各号](#)に反する事実が発見された場合
- (3) 社協報の編集又は発行の事務上支障がある場合

2 [前項](#)の場合において、申込者に損害が生じても、会長はその賠償の責めを負わない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、社協報に広告を掲載することについて必要な事項は、会長が定める。